

告示

埼玉県告示第四百七十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和五年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和五年七月二十日（木）	埼玉県民活動総合センター	令和五年六月二十八日（水）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和五年七月三十日（日）	埼玉県民活動総合センター	令和五年六月二十八日（水）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和五年八月二十三日（水）	埼玉県民活動総合センター	令和五年六月二十八日（水）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和五年九月九日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和五年六月二十八日（水）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和六年一月二十七日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和五年十二月二十日（水）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

ハ 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

○センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

へ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別に鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱 い、距離の目測及び鳥獣の判別

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務において、令和五年五月二十六日から配布する。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期日	会場	提出期限
令和五年六月三十日(金)	三郷市文化会館	令和五年六月二十二日(木)
令和五年七月九日(日)	東松山市民文化センター	令和五年六月三十日(金)
令和五年八月五日(土)	加須加須市加須文化・学習センター	令和五年七月二十八日(金)
令和五年八月十日(木)	深谷市花園文化会館 アドニス	令和五年八月二日(水)
令和五年八月十八日(金)	秩父市歴史文化伝承館	令和五年八月九日(水)

ロ 対象者

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者
(2) 令和五年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者

ハ 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受け

ている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付すること。

へ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の配布

狩猟免許更新申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務所において、令和五年五月十七日から配布する。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。